

## 学芸員の資格制度と養成教育にかかわる要望と対策への意見集約

6月24日に東京女子大学で開催した総会において、「学芸員の資格制度と養成教育にかかわる要望と対策（案）」を提示した（本誌、全国大会の頁に掲載）。これは文化庁への提出を意図した提言書で、2023年2月7日から3月10日の間に、「学芸員の資格制度と養成教育にかかわる要望と対策（案）」を加盟大学に示して意見集約を実施し、寄せられた意見から全体的には賛同が得られたものと判断した。ただし、できるだけ多くの教職員の考えを反映できるように加筆・修正してあらためて提示し、意見を求めた。意見の収集は2023年6月26日から7月12日に実施した。

このような手続きを経て、「学芸員の資格制度と養成教育にかかわる要望と対策の提示」（文部科学大臣宛）の文書をまとめ、10月4日に委員長大学の駒見和夫と副委員長大学の金山喜昭が文化庁を訪問し、博物館振興室長に手交した。

### 意見収集の回答

2023年6月26日～7月12日に実施

| 回答大学  |
|---|
| 山陽学園大学、淑徳大学、久留米大学、京都外国語大学、聖徳大学、大手前大学、尚絅学院大学、東京農業大学生産学部、四国大学、福岡大学、名城大学、同志社女子大学、愛媛大学、龍谷大学、金沢美術工芸大学、帝京科学大学、東京女子大学、県立広島大学、奈良大学、東洋大学、京都芸術大学、神奈川大学、早稲田大学、江戸川大学、阪南大学、別府大学、國學院大學栃木短期大学、帝京大学、立正大学、同志社大学、鹿児島国際大学、相山女学園大学、日本大学（理工学部）、北海学園大学、京都精華大学、関西大学、跡見学園女子大学、東京造形大学（順不同、教育担当35名、教務担当3名が回答）   |
| 学芸員の資格制度と養成教育にかかわる要望と対策（案）」に対する意見を記入してください。   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・賛成</li><li>・現状の19単位以上を維持した上で→現状の19単位を維持した上で、科目内容の再編成→科目内容の精査と再編成としてはいかがでしょうか？</li><li>・全ての項目について、妥当な要望と考えます。異論ありません。</li><li>・妥当な案であると存じます</li><li>・全博協の取り纏めたご意見に全面的に賛成いたします。</li><li>・全体的にはよろしいと思うが下の2点は明確に反対します。</li></ul> <p>1) II.3. 法定科目以外に選択科目は不要と考えます。学芸員資格は学術的専門とは異なる博物館業務を遂行するための技能知識であるからです。学術的専門性は学部や大学院での教育が担っています。</p> <p>2) II.4 高度博物館人養成は不要と考えます。大学院は学術研究の場であり、それがたまたま博物館研究であるだけで、他分野とは異なる位置付けの大学院教育は不可思議です。必要なら各自進めればよい。専門職大学院であれば整合性はありますが、設置に見合った就業先が望めずミスマッチです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・理想としてはすばらしいですが、本学では授業や教員の配置が現状困難と考えます。大学院での科目増設を考えましたが、予算的にも、人材的にも難しいとの判断がなされました。よって、現実的にはなんともいえません。</li><li>・賛同できる内容だと思います。</li></ul> |

- ・ 1-3の3点は、本学としても賛同します。

2点目の大学の自己点検、評価等でもとても難しい課題ですが、19単位の枠組みを維持しながら、内容の組み換え、充実を図る必要があると存じます。本学では、以前は、教職課程の履修と両方を履修し、学芸員として現場に送り出した卒業生がいましたが、本当は、それらもできる枠組みがありがたいと考えております。

- ・ 内容に賛成します。ただ、細部を申し上げるならば、「学芸員（補）」という言い方が誤解を招く可能性を危惧します。「学芸員および学芸員補」としてはどうかと思うのです。

- ・ 現状の19単位を維持したうえで、科目名、科目内容の再編という案に賛同します。既に議論にもある通り、「博物館経営論」や「博物館資料論」は他の科目に吸収させ、地域の文化観光や調査研究、教育分野を拡充させることが、当該養成教育の一層の資質向上に繋がるものと考えております。なお、大学院の高度教育に関しては、これを設置できない大学も少なくないことから、上記とは審議事項を分けた上で、慎重に議論を進める必要があると存じております。

- ・ 今回の案に賛成します。ただし、大学院における高度博物館人養成カリキュラムについては、現実的には多くの課題があるように思います。

- ・ お取りまとめありがとうございます。「4. 大学院設置大学では～」の箇所には、「高度博物館人養成のカリキュラム」を開設することはあくまで各大学の「任意」「選択」である旨を明記するべきではないでしょうか。複数の科目から構成される、系統だった高度博物館人養成のカリキュラムが整備されることは理念としては素晴らしいことですが、全ての大学院設置大学がそれを十全に果たしようとは思われません。現状の文言では、大学院設置大学の加盟校は全て高度カリキュラムの設置に同意している、というふうに理解されると思います。現状の19単位の科目内容の再編の必要性はともかく、高度カリキュラムの整備・開設を各大学院に義務化させたいということなのでしょうか？人員・予算に余裕がなく高度カリキュラムの設置が必ずしも現実的ではない大学に配慮された文言であるように見えません。あるいは「カリキュラム」ではなく、高度博物館人養成／現役の学び直しに資する「科目」を開講する、などとすべきではないでしょうか。学部で資格を取得した後に高度カリキュラムを受講したい場合、大学院からは別の大学に行く、という学生が出てくるという事態もやむを得ないと思案します。

異議ありません。CAP制導入などの状況を踏まえた現実的な内容と理解しました。

- ・ 良く出来た案と思われまます。

- ・ 内容に賛同いたします。

- ・ 大学院における高度博物館人養成においては「階層化(学位のような評価)」はあってもよいと考える。また、学芸員の学び直しということであればなおのこと、しっかりとした差別化と「就職機会・地位・待遇の改善」を誘導するものであってもらいたい。ただの自己満足のためと受け取られないような制度設計が望まれる。

- ・ あくまでも個人的意見です。基本的に賛同します。ただし、「現状の継続を求めます」という表現は、改革に後ろ向きととらえかねられないので、これまでの学芸員養成課程には問題はなかったこと、しかし、変化する世界と社会に対応して、絶えず自己評価・点検・改革を行うことはなんらかの形で盛り込んだ方がよろしいのではないのでしょうか。今後、学芸員に特化したインターカレッジ的な大学生のキャリア教育や職業人のリカレント教育に関する調査・研究の委員会をつくって検討するとか、特徴的な博物館活動を行っている博物館やその学芸員を表彰する施策を策定するとか、前向きなことを書いたくのはいかがでしょうか。少ない学芸員で、なんとかこなしているのが現状ですが、このパースン・パワーがなくなったら日本文化の枯渇・衰退、ひいては日本そのものの衰退につながりかねません。そこ危機感を共有し、今後どうするのか、どうすべきなのか、提案していくのはいかがでしょうか。あくまでも個人的意見です。

- ・ これに賛同いたします。

- ・ 賛同いたします。大学院における学び直し、専門的スキル修得も現実的だと考えます。

- ・ 現段階では、科目単位数の維持や法定科目外の科目による専門性の充実など同意いたします。

・提言書の文言や内容に関しての修正意見という訳ではありません。このままで良いと考えています。意見ということでお受け取りください。提言書Ⅰ－２項に「博物館法の一部改正に伴う博物館の事業の見直し等も反映されねばならない」という記述は重要であると考えます。とりわけ、「観光」というコンテキストで博物館を考える時間は不可欠ではないでしょうか。授業タイトルに「観光」を付した科目を設置する必要は全くありませんが、せめてどこかの授業で1回(90分)ぐらいいは、観光振興の実態を概観し、「社会教育施設」における「観光」への関わり方を考えさせる時間が必要なのではないでしょうか(概論で軽く触れておいて、実習でグループワークなどで議論させるみたいなイメージでも良いかと思っていますが)現在、展開している19単位の科目群においては、提言書にも「現状の科目では、授業運営を進める中で、取り扱い内容を科目間で重複させざるを得ない部分が生じている」との記述が見られます。このことは、各々の科目担当者のシラバスにおいて必要な項目であるという理解なので仕方のないことであるように思いますが、重要な部分があるくらいなら、このことを解消し、観光などの「高度化する博物館のニーズ」への時間に充当させても良いのではないかと考えます。

・とくに追加することはありません。

・原案のままで良いと思います。

・ⅠⅠ－１, ２, Ⅱ－３には賛同します。Ⅱ－４については「大学院」の専攻が表示されていないので、理解不能です。専攻によってはⅡ－３と同様の内容ではないでしょうか。Ⅱ－４「大学院設置大学では…」の部分については、賛同できません。現在、学芸員採用については、有資格者を対象として専門性という条件を付けて募集、採用されています。ここに大学院での専門教育を条件として付加され、有資格者の多くが採用試験の受験さえできなくなる可能性が生じます。また、既卒者が大学院設置大学へ進学すれば有利になるという風聞が生じる可能性もあります。大学院設置大学が数校しかないという現実から考えると、公平性という観点から、これには賛同できません。

・現在の要望と対策案に特に異論はございません。とりわけ、1番の現状の継続を要望し、3番の各大学の特性に合わせた選択科目の設定を対策とする案に強く賛同いたします。

・概ね賛成する。現状の学芸員課程のカリキュラム編成自体は問題ないと考えている。現在学芸員制度として広く課題として認識されているのは、資格取得後の就職先の確保や雇用条件であり、学芸員の地位や専門性の向上とともに、学生にとっての魅力ある就職先となるための正規採用の推進、採用後の育成を含めた制度設計が重要と考える。

・ご提案いただきました内容に特に異論はございません。

・学芸員の資格制度と養成教育にかかわる要望と対策(案)は、大変結構なものだと思います。学芸員養成教育は、質的な保証を大学が担うという点が、重要なことだと思います。今後も修得内容や単位認定などに適正な養成教育に努めることが開講大学の責務だということを明確にさせていただき、要望と対策案に賛成でございます。そして、養成課程の教員がもっと自覚し、現行の科目の授業内容の充実を図るべきだと思います。

本学の場合には、4年間かけて、段階的な教育をしており、その間にボランティアなどを取り入れ、学生の意欲向上と博物館との向き合い方も含め、学生はしっかりと学びを得ています。大学教育は教科書に書いてあるものを丸覚えするのではなく、他の関連科目とともに学びを深めていきます。このことこそが、大学教育の醍醐味です。博物館とは、博物館資料とは、一般市民への博物館を通しての教育など、様々なことを考え、実際に実務を行うことで深い学びにつなげています。色々な多方面におけるアプローチも含め博物館について考える博物館のために何ができるかを自分で考えることができる教育こそが、大学教育だと思います。教科書にあることを覚えて資格試験に合格して学芸資格を取るというのとは違う、深い学びがここにあり、博物館を担う学芸員という重要な専門的な職業人を育てること、専門的なことがわかる、教養ある人を育てることができます。大学の学芸員養成課程は、これからの博物館を担う、学芸員を育てていくために重要だと思います。拙い意見ですが、学芸養成課程の教員の現場からの意見として述べさせていただきます。

・現状の単位数を維持しつつ、科目名と内容の再編をはかることが優先課題と思われま。法定課目以外にそれぞれの大学のユニークな特色を活かした選択科目を設けるなどして、狭い専門性の隘路に囚われることなく、実践力のある博物館人養成の方向を目指していく必要性を痛感します。

・同意します

- ・「学芸員の資格制度と養成教育にかかわる要望と対策（案）」について、特にご意見ございません。なかでも、Ⅱ－４について、学芸員資格取得者を前提とした専門的なスキルの修得を目的とする「大学院で取り組むべき高度職業人養成」に賛成いたします。
- ・２に関連して：科目名と科目内容の再編成（講義・演習・実習を含めて）は必要と考えるが、併せて「大学における学芸員養成科目の改善」の内容の精査、改善、充実を図るとともに、３－５年ごとに見直しをする必要がある。各科目の担当教員の資格審査と、シラバスのチェックを多少とも厳格化すべきではないか。
- ・３に関連して：学芸員資格取得者の専門分野の知識と技能を担保する任意科目のプログラムの策定を努力目標として明記するよう促すべきではないか。

その他、全博協の当該活動に関するご意見やご要望、アイデアなどがあればお書きください。

- ・現行の学芸員資格課程の科目について、ご指摘のとおり重複している部分があることは同感です。全博協として、学芸員資格課程科目のスクラップ&ビルドについて積極的な提言を行ってもよいのではないかと思います。もちろん、大学によって充実した教育が可能な環境がととのっているところと本学のように大学博物館を持たずに苦戦しているところもあります。また、博物館学をあくまでも資格課程の中で位置づけているところもあれば、専攻、コースとして位置づけているところもあり、特定の価値観だけで物事を決することは危険です。ただ、CAP制を契機に最低限これだけはやらなくてはならないという提案をこちらが積極的に行うべきではないかと思えます。ピント外れでしたら申し訳ございません。
- ・博物館研究を目的にした大学院を欲するなら、文化庁から大学や大学院に対してその設置や開設を促進するように希望するという内容がよいのではないのでしょうか
- ・取り纏め等、お手数をかけますが、よろしく願います。別件になりますが、年次大会等、公務と重なって参加できない場合、資料やもしも録画記録等があれば、閲覧ができるとありがたいです。
- ・日博協や法改正に関係した方々などからの意見を聞いてみるのもいいかもしれません。現状の捉え方の違いを確認することで大学の現状からの要望の需要さを主張できるのではないかと。
- ・学芸員資格を取得した学生の大半は、学芸員以外に就職することが多いと思えますので、学芸員課程で学んだ学生や、学芸員資格を取得した人材を求める企業（博物館に関わる企業）があるのであれば、そうした働き口の情報も学生たちに提示してあげられると良いのではないかと考えます。
- ・今回のようにきちんと表明することはとても重要なことだと思います。おまとめいただきまして、ありがとうございます。このことは文化庁だけに出すのではなく、今後ホームページも作られるということですので、そこにこのような活動も是非あげていただきたいと思えます。ただ色々な意味で、学芸員養成課程がどのようなことをやっているのかということや社会の人にアピールするためにも、ホームページだけでなく、もう少し発信すべきではないかと思えます。博物館の学芸員さんは、正規の職員になれないなどの問題から生活も不安定であり、人手が足りないために意識が高い人であればあるほど過労になっていることなど、様々な問題があります。それに対して、大学が育てた学生さんが社会に出た後も心配していること、教員は大学人として、社会問題として捉えていて、実際に文化庁などにも意見を言っている、ということや、きちんと社会に伝える必要があるのではないかと思えます。つまり今のような雇用状態や学芸員の数が少ないことに対して大学側は問題視しているということを社会に公言することも重要なのではないかと思っております。会長の駒見先生には、本当に色々ご尽力いただきまして誠に感謝しております。ありがとうございます。大変だと思いますが、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。
- ・今年度の研修会は、テーマの設定がシンプルでわかりやすく、人選も練られており、解決すべき課題も明確になったと思います。かつては、それぞれの大学のおかれた事情やレベルに配慮せず、理想の学芸員カリキュラムを高所から論じ、取り組みの遅れている大学を糾弾するかなのような研修会があったように思いますが、それでは多くの大学にとってマイナスにしかならないように感じます。
- ・文化芸術基本法が上位法となり、地域連携、文化観光の推進が努力目標として博物館の事業に入ったが、現状もっぱら学芸員が担当せざるをえない職務分掌の建付けになっている。学芸員の協力が不可欠であることは言を俟たないとしても、強力な連携スタッフ（ex.社会教育士、教員等）の配置を促す仕掛けを法令に盛り込む提言等、学芸員が本来業務に邁進できる環境づくりを促していくことも大事ではないか。